

平成17年5月18日

「エコレールマーク運営・審査委員会」 第1回委員会の開催結果について

社団法人鉄道貨物協会内において、平成17年5月17日（火）に第1回「エコレールマーク運営・審査委員会」（委員長 ^{く せ ひろひと} 苦瀬博仁 東京海洋大学教授）が開催され、以下の内容が決定しましたので、お知らせいたします。

1. エコレールマーク取組企業ならびにエコレールマーク商品の認定

①エコレールマーク商品の認定（全1件）

- ・ハウス食品株式会社 2,000ml 六甲のおいしい水

②エコレールマーク取組企業の認定（全9件）

- ・花王株式会社
- ・味の素ゼネラルフーズ株式会社
- ・松下電池工業株式会社
- ・キャノン株式会社・キャノン販売株式会社（連名での認定）
- ・アサヒ飲料株式会社
- ・ハウス食品株式会社
- ・味の素株式会社
- ・味の素冷凍食品株式会社
- ・カゴメ株式会社

2. その他（今後の予定）

5月24日（火）15時より経団連会館（東京都千代田区）にて弊協会の通常総会を開催しますが、その冒頭、弊協会の奥田碩会長（日本経団連会長）よりエコレールマークの認定式を開催いたしますので、お知らせいたします。

（参考）・エコレールマーク運営・審査委員会委員名簿（別紙1）

・エコレールマーク事業実施要領（抜粋）（別紙2）

【お問い合わせ先】

社団法人鉄道貨物協会 おり小里、藤野

電話 03-3292-0577

エコレールマーク運営・審査委員会

委員名簿

(敬称略・順不同)

別紙1

委員長	苦瀬 博仁	東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授
委員	二村 真理子	愛知大学経営学部助教授
//	内田 龍男	国土交通省総合政策局複合貨物流通課貨物輸送モーダルシフト対策室長
//	村田 茂樹	国土交通省鉄道局総務課貨物鉄道調整官
//	多門 勝良	国土交通省政策統括官付政策調整官付課長補佐
//	大橋 康利	日本貨物鉄道株式会社執行役員総合企画本部経営企画部長
//	杉野 彰	日本貨物鉄道株式会社執行役員ロジスティクス本部副本部長
//	加来 重樹	社団法人日本物流団体連合会事務局長
//	吉川 哲二	社団法人全国通運連盟専務理事
//	宮原 敏	社団法人鉄道貨物協会複合一貫輸送委員会委員長

事務局 社団法人鉄道貨物協会 エコレールマーク事務局

エコレールマーク事業実施要領（抜粋）

第1章 総則

1. エコレールマークの目的

エコレールマーク事業は、消費者が日常生活を営む上で目に触れにくい、企業が行う鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組について、企業の商品、カタログ等消費者に目に触れやすい媒体への表示を行うことにより理解を促すことで、消費者が自ら消費する商品の物流について企業の環境に対する行動を意識し、企業もこうした消費者の意識変化に対応することを通じて、消費者、企業が一体となって鉄道貨物輸送による環境負荷低減のための取組を進めるよう促すことを目的とします。

2. エコレールマークの表示対象となる媒体

エコレールマークの表示対象となる媒体は以下の通りとします。

- (1) 個別商品のイメージを表象する媒体（商品、段ボール、カタログ（商品の告知、説明に係る箇所）、新聞広告等）
- (2) 企業のイメージを表象する媒体（環境報告書、ウェブサイト、ポスター、新聞広告、カタログ（企業の取組の説明に係る箇所）等）

3. エコレールマーク事業の運営体制

- (1) エコレールマーク事業の事務は、社団法人鉄道貨物協会がエコレールマーク事務局として担当します。
- (2) エコレールマークの適正な運営を図るため、社団法人鉄道貨物協会の諮問機関として、「エコレールマーク運営・審査委員会」を置きます。
なお、「エコレールマーク運営・審査委員会」の委員は、国土交通省が事務局を務める「エコレールマーク検討委員会」が選定します。

第2章 エコレールマーク商品及びエコレールマーク取組企業の認定

1. エコレールマークの認定対象企業

エコレールマーク商品の認定又はエコレールマーク取組企業の認定を受けられる企業は、鉄道貨物輸送の定期的利用に取り組んでおり、かつ、原則として、一般消費者向けの商品の製造を行っている企業とします。

2. エコレールマーク商品の認定基準

エコレールマーク商品は、第1章2.（1）に示した個別商品のイメージを表象する媒体に表示するものとして認定され、その認定基準は以下の通りとなります。

- ◎当該商品について、数量または、数量×距離の比率で30%以上の輸送（500km以上の陸上貨物輸送）に鉄道を利用していること。

3. エコレールマーク取組企業の認定基準

エコレールマーク取組企業は、第1章2.（2）に示した企業のイメージを表象する媒体に表示するものとして認定され、その認定基準は以下の通りとなります。

- ◎当該企業について、数量または、数量×距離の比率で15%以上の輸送（500km以上の陸上貨物輸送）に鉄道を利用していること。